

新型コロナワクチン接種関連情報



ワクチン接種の判断はご自身で
ワクチン接種は強制ではありません

ワクチンは、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さんにお勧めしていますが、ワクチンの接種は強制ではありません。

接種を受けるかどうかは、発症予防の効果と副反応のリスクを正しく理解した上で、ご自身で判断してください。



副反応の症状など

ワクチン接種後に以下の症状が出る場合があります

- ・注射した部位の痛み、腫れ
- ・頭痛
- ・関節や筋肉の痛み
- ・疲労、寒気、発熱など

これらの症状は通常、数日以内に治まります。2日間以上熱が続く場合や、症状が重い場合は医師の診察を受けてください

※副反応の症状は、1回目より2回目の接種時に高い頻度で確認されています
※まれにアナフィラキシーという急性のアレルギー反応が起こることがあります。この場合、接種会場や医療機関ですぐに治療することになります

副反応による健康被害が出た場合、国の予防接種健康被害救済制度を利用できます。詳しくは厚生労働省ホームページで確認を



厚生労働省HP

副反応等に係る
専門的な相談



兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口
☎0570・006・733 FAX:078・361・1814
【受付時間】9:00~17:30(土・日曜、祝・休日も受付)



予約の前に接種するワクチンの確認を
対象年齢等にご注意下さい

市の集団接種および個別接種は、現在ファイザー社製のワクチンを使用していますが、今後使用するワクチンが変更になる可能性があります。ワクチンの種類によって対象年齢や接種間隔等に違いがあるため、予約を取る前にワクチンの種類を確認してください。

ワクチン	対象年齢	接種回数・間隔
ファイザー社製	12歳以上	2回、通常3週間の間隔
武田/モデルナ社製	18歳以上	2回、通常4週間の間隔

※それぞれのワクチンの説明書は、64歳以下の対象者へ送付の接種券に同封



ワクチン接種後も感染予防対策を

ワクチン接種後も感染する・感染させる可能性があります

- ・ワクチンを接種して免疫がつくまでに1~2週間かかるため、それまでは接種前と同程度の頻度で発症すると考えられています
- ・2回の接種を終えても発症を完全に予防できるわけではありません(有効率はファイザー社製約95%、武田/モデルナ社製約94%)
- ・希望者全員がワクチン接種を終えているわけではありません。接種を終えた人もいれば、これから接種する人もいます

▶上記を踏まえて、引き続き「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、石けんによる手洗いやアルコールによる消毒等、感染予防対策を

ワクチンの有効性・
安全性等は



厚生労働省のコールセンター(フリーダイヤル)
☎0120・761770
【受付時間】9:00~21:00(土・日曜、祝・休日も受付)

新型コロナウイルス感染症関連情報

まん延防止等
重点措置

引き続き感染症対策をお願いします



緊急事態措置実施期間が6月20日で終了しましたが、本市は、まん延防止等重点措置実施区域となりました。県の方針として飲食店等に営業時間短縮等の要請が出ています。引き続き感染症対策をお願いします。

また、公共施設の利用制限等も変更となる場合があります。詳しくは市のホームページからご確認ください。



◆暑い時期のマスクの着用にご注意を!

マスクは飛沫の拡散防止に有効で、基本的な感染対策として着用をお願いします。ただし、着用していないときに比べ、心拍数や呼吸数などが上昇し体に負担がかかることがあります。高温や多湿といった環境下では、周囲の人と十分な距離をとれる場所でマスクを外すようにして熱中症に気を付けましょう。

国制度 ひとり親世帯以外分

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

児童1人につき
5万円給付

低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行うため、「子育て世帯生活支援特別給付金」を対象児童1人につき5万円支給します=右表参照。詳しくは市のホームページをご覧ください。

(HP) 70280854

対象	申請	支給予定
平成15年(2003年)4月2日(障害のある子供の場合、平成13年(2001年)4月2日)から令和4年(2022年)2月28日に出生した児童を扶養する父母等であり、次の①または②に該当する人 ①令和3(2021)年度分の住民税均等割が非課税の人 ②令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった人(家計急変者)	不要 ※児童手当または特別児童扶養手当を支給する金融機関の口座に振り込みます	令和3年7月以降 ※税の申告状況等により、支払いが遅くなる場合があります
上記以外の人(例:高校生のみを扶養している人で、家計が急変した人など) ※公務員は申請が必要	郵送申請 市のホームページから申請書をダウンロードし、6月25日~来年2月28日までに子育て手当課へ郵送(必着)	令和3年7月以降順次 ※申請内容を審査後、支給決定通知を送付します

問 子育て世帯特別給付金担当(0798・23・8051)

「国保」後期高齢加入者対象 傷病手当金の適用期間を延長

新型コロナウイルス感染症の症状で働けない人(給与等の支払いを受けている人に限る)への傷病手当金の支給適用期間を9月30日まで延長します。支給額など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

※市外局番は<0798>

対象	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
担当課	国民健康保険課(35・3120)	高齢者医療保険課(35・3154)
HP	12922895	92344027

中小・小規模企業者への一時支援金 申請は6月30日まで

中小・小規模企業者への一時支援金の申請受付は6月30日まで。申請がまだの人は、郵送(消印有効)またはインターネットから申請を。対象など詳しくは市のホームページか市役所本庁舎1階総合案内所横に設置のパンフレット等をご覧ください。

問 西宮市一時支援金事務局(0120・670・303)

【受付時間】9:00~17:30(土・日曜、祝・休日休み)

(HP) 74093625



最新情報は市ホームページで

市内施設の開館状況など最新情報は、市のホームページからご確認ください



新型コロナウイルス
医療相談窓口
(発熱等受診・相談センター)



0798・26・2240 FAX:0798・33・1174
【受付時間】9:00~19:00(土・日曜、祝・休日は17:00まで)